

令和 4 年

三 島 市 外 五 ケ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 4 年 1 0 月 1 8 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	渡邊 菊雄 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	室伏 信也 君
5 番	桐原 直紀 君
6 番	宮下 知朗 君
7 番	土屋 利絵 君
8 番	河野 月江 君
9 番	村田 耕一 君
10 番	渡邊 一弘 君
11 番	鈴木 文子 君
12 番	甲斐 幸博 君
13 番	中野 博 君
14 番	長澤 務 君
16 番	松下 尚美 君
17 番	大濱 博史 君
18 番	山本 文博 君
19 番	石井 真人 君
20 番	岡田美喜子 君
21 番	大石一太郎 君
22 番	横山 博一 君
23 番	大房 正治 君
24 番	松田 吉嗣 君

欠席議員

15 番	加藤 常夫 君
------	---------

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	杉山 浩生 君

事務局出席者

勝又 慶貴 君
小林 悟 君
大川 秀平 君
関口 智也 君

令和4年10月18日（火）

午後2時58分 開議

議 事 日 程

日程第 1		会期の決定	3
日程第 2		会議録署名議員の指名	3
日程第 3	認第 1 号	令和 3 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について	3
日程第 4	議第 3 号	令和 4 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 補正予算案（第 1 号）について	7

(午後 2 時 5 8 分 開会)

○議長(大房正治君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 10 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、15 番 加藤常夫君より欠席する旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 会期の決定

○議長(大房正治君)次に、日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治君)次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 108 条の規定により、議長において、5 番 桐原直紀君、6 番 宮下知朗君の両名を指名いたします。

△日程第 3 認第 1 号 令和 3 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について

○議長(大房正治君)次に、日程第 3 認第 1 号 令和 3 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました認第 1 号 令和 3 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について提案の要旨を申し上げます。

はじめに、歳入の概要をご説明いたします。お手元の決算書、1 ページ、2 ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算

現額 8, 371 万 1, 000 円に対し、収入済額は、8, 252 万 901 円で、119 万 99 円、1.4%の不足となり、予算比は、98.6%でした。また、調定額は、8,633 万 4,491 円で、収入未済額は、381 万 3,590 円となりました。この収入未済額と不足となった主な理由は、2 款 財産収入、1 項 財産運用収入において、1 節 貸地料の法人 17 団体のうち、1 団体について、分割納付による延納を認めたことなどによるものです。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開き下さい。下から 2 番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額 8, 371 万 1, 000 円に対し、支出済額は、7, 242 万 2, 475 円で、不用額は、1, 128 万 8, 525 円となりました。執行率は 86.5%でした。この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引き残額は、1, 009 万 8, 426 円となり、令和 4 年度会計へ繰り越しとなりました。

次に、歳入の詳細についてご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。1 款 使用料及び手数料の収入済額 857 万 8, 691 円のうち、1 項 1 目 使用料、1 節 電柱敷使用料 217 万 7, 375 円は、東京電力関係が 846 本、N T T 関係が 606 本の使用料です。2 節 その他使用料 640 万 1, 216 円の主なものは、東京電力真鶴線の鉄塔建替え工事に伴う土地一時使用料と既にガス管が埋設され、土地の占有を認めている熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。次に、2 款 財産収入の収入済額 6, 089 万 330 円のうち、1 項 財産運用収入、1 目 財産貸付収入、1 節 貸地料 3, 744 万 2, 339 円は、(株)芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書 4 ページから 5 ページにかけて記載してあるとおりでございますが、法人 1 団体の貸地料について延納を認めたこと等により、収入未済額は、372 万 7, 670 円となりました。次に、2 目 利子及び配当金、1 節 預金利子 173 万 8, 081 円は、積立金 8 億 1, 250 万円の運用利子です。次に、3 目 森林収入、1 節 造林木売却収入 568 万 1, 105 円は、スルガフォレスト(株)及び愛鷹山森林組合が函南町地籍内において森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入です。

次に、2 項 1 目 1 節 補償料収入 1, 602 万 8, 805 円は、J R 東日本や東京電力パワーグリッド(株)からの送電線下補償料、(株)芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料などです。収入未済額 8 万 5, 920 円は入会権補償料です。7 ページ、8 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目 1 節 繰越金の収入済額は、785 万 7, 850 円でした。次に、4 款 諸収入の収入済額 519 万 4, 030 円は、2 項 1 目 雑入 1 節、その他雑入ですが、主なものは、分収林 219.62 ヘクタールについて、5 年間の森林保険に再加入するにあたり、分収割合に応じて、森林保険料の 70%分を分収林管理団体に納入いただいた森林保険地元負担金です。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9 ページ、10 ページをお開き

ください。1 款 1 項 1 目 議会費 3 6 1 万 7, 3 0 5 円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬です。次に、1 1 ページ、1 2 ページをお開きください。2 款 総務費 3, 0 4 0 万 3, 6 3 7 円のうち、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費 3, 0 3 0 万 1 3 7 円は、特別職 2 名と一般職 3 名の人件費及び組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、1 3 節 使用料及び賃借料 9 9 万 3, 6 6 7 円ですが、これは、地籍調査における成果図面などを管理するシステムの賃借料及び組合公用車の駐車料などです。次の 2 項 1 目 監査委員費 1 0 万 3, 5 0 0 円は、監査事務に要した経費です。次に、1 3 ページ、1 4 ページをお開きください。3 款 財産費 3, 8 4 0 万 1, 5 3 3 円のうち、1 項 財産費、1 目 管理費 3, 4 8 2 万 1, 5 3 3 円の主なものをご説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書 6 ページ中段から 1 1 ページにかけて記載してございます。それでは決算書 1 4 ページ右側の備考欄をご覧ください。財産管理事業 3, 1 7 5 万 1, 8 8 7 円のうち、8 行目の森林保険料 7 2 3 万 7, 3 3 1 円は、業務報告書の 6 ページ下段にも記載してございますが、森林の罹災に対応するために山中新田区ほか 1 1 団体の分収林 2 1 9. 6 2 ヘクタールと直轄林 6. 3 0 ヘクタールの計 2 2 5. 9 2 ヘクタールの森林について、5 年間の森林保険に再加入したものでございます。次に財産管理台帳補正調査業務委託料 4 2 1 万 3, 0 0 0 円は、組合管理地内の地籍調査未調査区域の境界確定と用地測量業務を委託したものです。3 行において次の機械器具費 9 5 万 7, 0 0 0 円は、山林火災防止対策用として、三島市消防団に貸与するため、ジェットシューター 2 9 台を購入したものです。

次に、農林道事業負担金 3 7 0 万 2, 5 3 0 円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の 7 ページ下段に記載してございます。3 行おきまして地籍調査事業負担金 8 0 万 5, 0 0 0 円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき、事業費の一部 5 %を負担したものでございます。2 行において次の送電線下補償料 地元交付金 4 7 6 万 6, 9 2 3 円は、J R 東日本及び東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の 8 ページ下段に記載してあるとおりでございます。

次に、水利採草補償料 4 0 万 2, 0 0 0 円は、(株)芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など 4 団体に交付したものです。次に、積立金 8 7 0 万円は、組合の長期にわたる財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、8 億 2, 1 2 0 万円となりました。次に、貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金 9 万 2, 8 4 6 円は、一般貸付地の管理団体 2 団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。次に、分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金 3 2 万 9, 9 2 0 円は、分収造林地の管理団体 8 団体が実施した境界

確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。いずれも業務報告書の9ページ下段から10ページ上段にかけて記載してあるとおりでございます。次に、直轄地管理事業264万6,880円のうち、直轄林管理事業委託料256万2,880円は、三島直轄林や函南直轄林をはじめとした組合直轄林の防火線や経路の下刈りなど、管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書10ページ下段に記載してあるとおりでございます。

次に、2目 森林費358万円についてご説明いたします。右側の備考欄をご覧ください。2目 森林費は、森づくり事業のみの構成となっております。森づくり事業は、平成25年に策定されました三島直轄林整備事業計画に沿って進めている事業でございます。詳細は業務報告書11ページから12ページにかけて記載してございますので、併せてご覧ください。決算書14ページ右側の備考欄、一番下の行から16ページ右側の備考欄一番上の行にかけての広葉樹林化区域保全整備業務委託料86万円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別に下刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの設置などの保全整備について委託したものです。次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料25万円は、協働の森の広葉樹林化に向け、作業路の開設や0.35ヘクタールの間伐等を委託したものです。次に、混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。次に、三島フォレストクラブ事業補助金50万円は、箱根西麓森林塾及び森林の植生調査活動に対し、補助したものです。次に、箱根接待茶屋の森事業補助金170万円は、箱根接待茶屋の森約10ヘクタールの森づくり活動及び森林環境教育イベントとして、年4回実施した森の楽校の開講・運営に対し、補助したものです。

以上で説明を終わります。なお、詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと存じます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)当局からの説明が終わりました。次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔監査委員 長澤務君登壇〕

◎監査委員(長澤務君)ただいま上程になりました認第1号 令和3年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表して御報告申し上げます。審査に付されました、令和3年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和3年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことをご報告申し上げます。

なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(大房正治君)以上で当局からの説明並びに監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより認第1号 令和3年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第4 議第3号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)について

○議長(大房正治君)次に、日程第4 議第3号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました議第3号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。今回の補正は、既定の予算に1,380万8,000円を追加し、予算の総額を1億1,786万9,000円にしようとするものであります。はじめに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、3目 森林収入、1節 造林木売却収入1,215万9,000円は、森林経営計画に基づき実施している間伐等に係る造林木売却収入が当初の見込みより増えたことから増額しようとするものです。

次に、8ページ、9ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、209万8,000円を増額しようとするものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。4款 諸収入、2項1目 雑入、1節 その他雑入は、森林保険の内容変更など見直しを図ったことから森林保険地元負担金を44万9,000円減額しようとするものです。

次に、歳出のご説明をいたしますので、12ページ、13ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費を1,380万8,000円増額しよ

うとするものですが、その内訳としましては、11節 役務費は、森林保険の内容変更など見直しを図ったことから森林保険料を64万2,000円減額しようとするものです。

次に、12節 委託料165万円は、函南町地籍内の函南直轄林において現地踏査、検証測量及び見出し杭の設置などの既設点検証業務を委託し、さらなる台帳の整備を図りたく財産管理台帳補正調査業務委託料を増額しようとするものです。

次に、24節 積立金1,280万円は、組合の長期にわたる財政運営の健全化を確保するために増額しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議第3号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(大房正治君)以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会におきましては、令和3年度の決算認定並びに令和4年度の補正予算案につきまして、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当組合におきましては、箱根山組合共有地基本構想の実現に向け、特に三島直轄林を中心に三島直轄林整備計画に基づく森づくりを着実に進めているところでございます。このような中、8月4日から7日にかけてグランフィールドズカントリークラブにおいて第89回 日本プロゴルフ選手権が開催され、また、8月8日には山中城跡の隣接地にフジコーのアスレチック施設ドラゴンキャッスルがオープンするなど箱根西麓地域への注目度がますます高まっています。

今後も、箱根西麓という素晴らしい地域資源を適正に管理するため治山・治

水、水源涵養を第一義とするとともに公益的機能の向上や成熟した森林資源の活用を図るなど保全整備に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

朝晩の冷え込みも進み、秋の深まりを感じる季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、くれぐれもご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長(大房正治君)これをもちまして10月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

(午後3時26分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

令和4年10月18日

議 長

大房 正治

会議録署名議員

桐原 直紀

会議録署名議員

宮下 知朗